



大船渡駅周辺地区

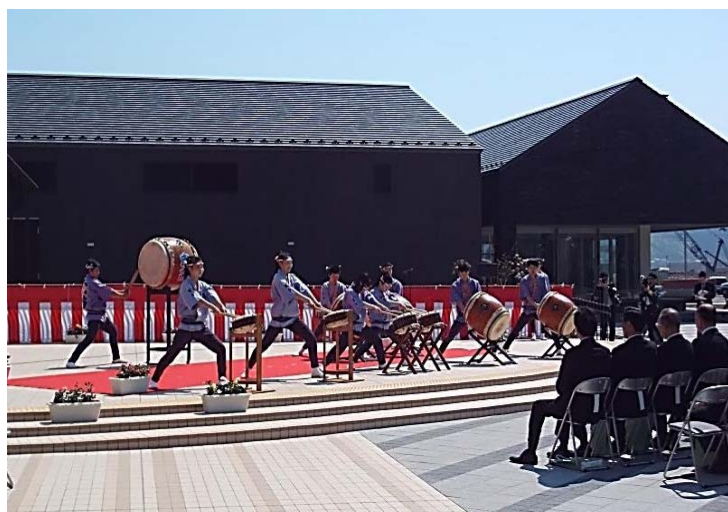
まちづくりニュース

第29号

■ 大船渡駅周辺地区 第3期まちびらきを開催

大船渡市防災観光交流センターの落成などに合わせ、平成30年4月28日（土）に同施設多目的広場において、第3期まちびらきを開催しました。

当日は、ハナミズキ植樹プレート除幕式、大船渡東高校太鼓部のオープニングアトラクション、感謝状贈呈式に続き、セレモニーではテープカットで施設の開所を祝いました。その後、施設内覧会も行い、市内外からの多くの来場者で賑わいました。



■ 工事に関する説明会

大船渡駅周辺地区土地区画整理事業の工事内容に関する説明会を開催します。

- 説明内容＝
- (1) 平成30年度の工事内容について
 - (2) 街区の建築開始可能時期と主要道路の供用開始時期について
 - (3) 歩行者避難経路について
 - (4) 建築工事等の許可申請手続きについて
 - (5) 今後の土地区画整理事業の流れについて
 - (6) その他

日時 平成30年5月22日（火） 午後2時～（会場：大船渡地区公民館 体育館）

午後7時～（会場：大船渡地区公民館 2階 大会議室）

■ 土地区画整理法第 76 条の認可申請手続き

～建築物等の建築、駐車場整備のための砕石敷き、看板等の設置について、
着工前に市街地整備課までお問い合わせください～

大船渡駅周辺地区土地区画整理事業区域内では、事業が完了する期日（換地処分公告がある期日）までは、次の行為をするとき、土地区画整理法第 76 条の規定に基づく許可が必要です。地区計画の届出と一緒に手続きをしてください。

- 1 土地の形質の変更（盛土・切土など）
- 2 建築物その他の工作物の新築、改築、増築（よう壁、看板、フェンス、舗装、給排水設備のみの設置など含む）
- 3 重量が5トンを超える移動の容易でない物件の設置もしくはたい積（コンテナの設置など、ただし、容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるものを除く）

この許可を受けないで上記行為をした場合、又は許可条件に違反したときには、市から原状回復命令、もしくは除却命令が出され、この命令に違反したときは処罰を受けることになります。

■ 地区計画の届出

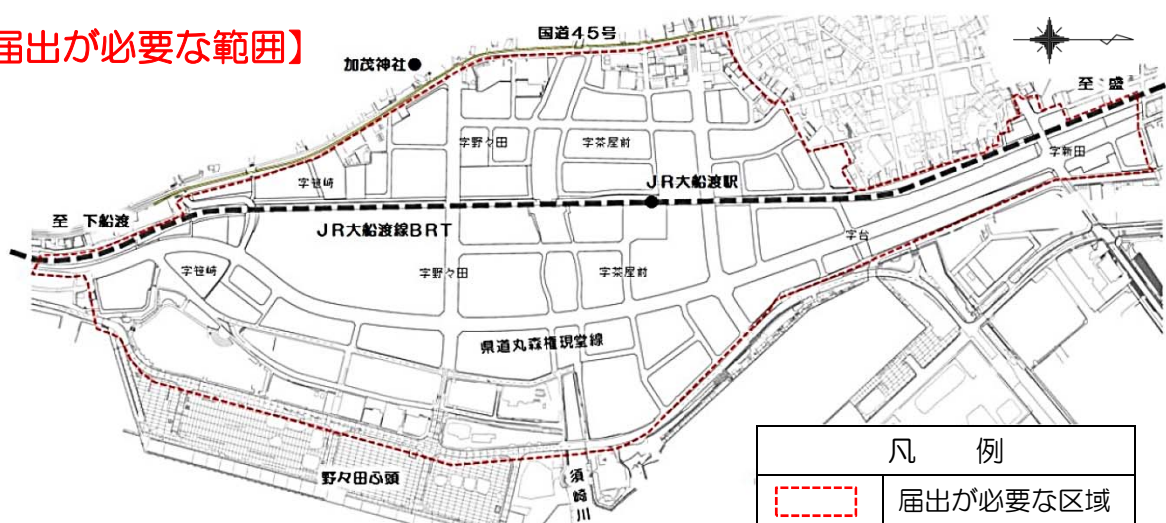
大船渡駅周辺地区土地区画整理事業区域内では、都市計画法に基づく地区計画が定められ、次の行為を行うときは、行為の種類、場所、設計または施工方法、着手予定・完成年月日などを記載のうえ、**工事着手の 30 日前まで**に大船渡市災害復興局土地利用課（TEL:0192-27-3111(代表)内線 353）へ届出する必要があります。

- ①土地の区画形質を変更する場合（敷地の盛土や切土などの造成工事を行う場合）
- ②建築物の建築や工作物の建設を行う場合

また、一定の要件に該当する建築物の建築行為等の際には、**市と建築物のデザインに関する事前協議**が必要となります。詳しくは大船渡市公式ホームページ

（<http://www.city.ofunato.iwate.jp/www/contents/1512013476108/index.html>）をご覧ください。

【届出が必要な範囲】



ご意見・ご質問は・・・大船渡市災害復興局市街地整備課

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

TEL0192-27-3111(代表) 内線：344、350